

平成23年1月7日  
【照会先】  
年金給付部長 海老原 太  
(電話直通 03-6892-0769)  
システム開発部長 江藤 友保  
(電話直通 03-5344-1197)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

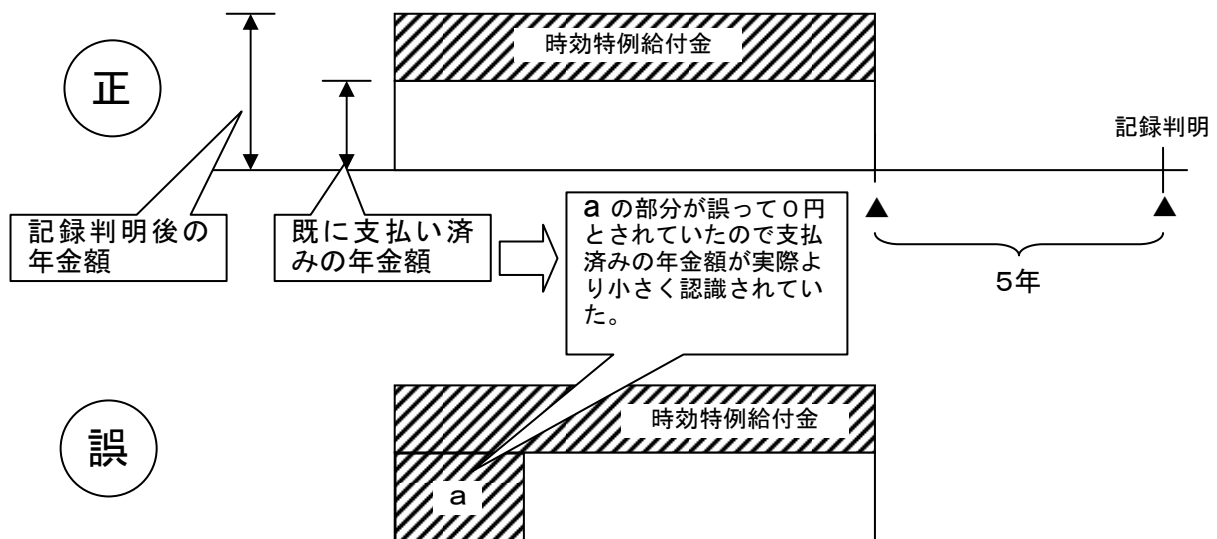
### 時効特例給付金の支払い誤りについて

#### <1> 概要

##### ① 事象1

時効特例給付については、個々のお客様にいつ、いくら年金を支払ったのかという記録をもとに、本来支払うべきであった年金額との差額を算出しているところですが、今般、本来は支払い済みであったにもかかわらず誤って年金を支払っていないものと記録されていたケースにおいて、その記録を用いて時効特例給付金を算定したため、時効特例給付金が一部過大になっていたことが判明しました。

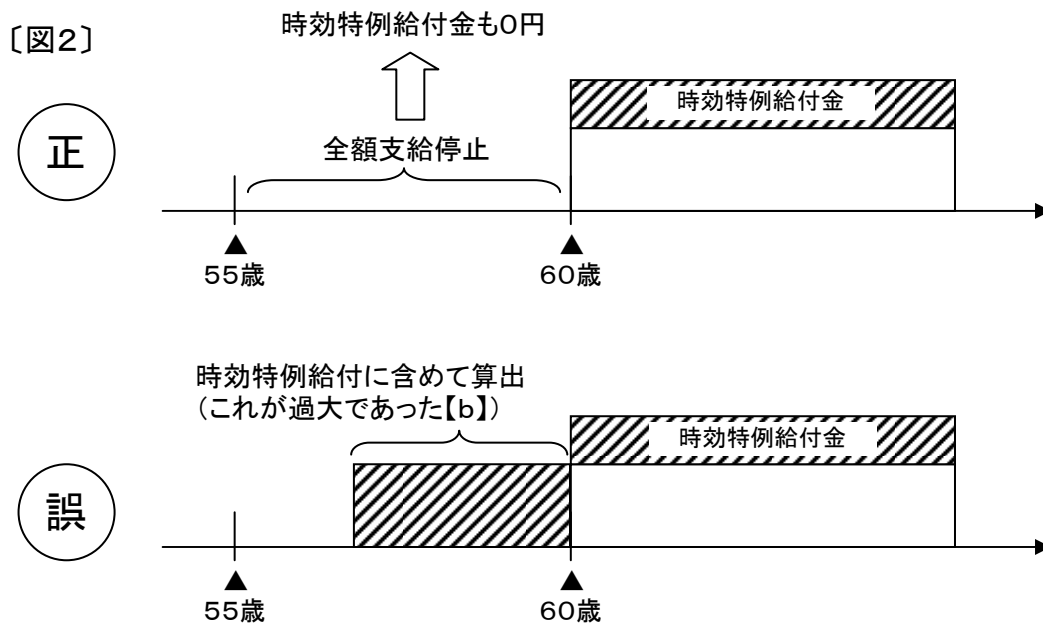
〔図1〕



## ② 事象2

時効特例給付を算出する際には、対象となる期間に就労していたことにより年金が全額支給停止されていた場合には、当該期間に対応する時効特例給付も0円として再計算しなければなりません。誤って時効特例給付に含めたため、時効特例給付が一部過大になっていたことが判明しました。

これと同様の事象は、平成22年9月1日に公表(対象者83名、過払い額合計39,857,179円)しましたが、これ以外の方にも同様の事象が発生していたことが、今般判明したものです。



### <2> 原因

#### ① 事象1

平成11年6月に実施したシステム機能改善(年金給付に係る情報をオンライン上で即時に確認できるようにしたもの)に係るデータ移行プログラムの誤りにより、データベース上で管理することとした一部のお客様において一部の期間における年金額が誤った金額(0円)になっていたことが原因です。(図1のaの部分)

#### ② 事象2

平成22年9月1日に公表した事案に係る原因は、「年金記録を訂正して過去に遡って年金額を再計算(再裁定処理)する際に在職による年金支給停止額を判別するシステムに不具合があったため」ですが、9月の段階で当該事象の対象者を調査した際、昭和10年4月1日以前に生まれた方にしか起こらない事象と考えており、「昭和10年4月2日以降に生まれた方でも、60歳前に受給権が発生していれば、当該事象に該当する可能性があること」を考慮していなかったことが原因です。(図2のbの部分)

### <3> 件数および影響

#### ① 事象1

- ・ 過払いとなっているお客様 : 10名

お支払い年度	
平成20年度	: 1名
平成21年度	: 6名
平成22年度	: 3名

- ・ 過払い額計 : 32,539,483 円 (最大:9,539,125 円、最小:150,621 円)

#### ② 事象2

- ・ 過払いとなっているお客様 : 48名

お支払い年度	
平成20年度	: 21名
平成21年度	: 27名

- ・ 過払い額計 : 21,982,396 円 (最大:2,095,080 円、最小:67,298 円)

### <4> 対応

1. 過払いが判明したお客様には、お詫びをするとともに、誤ってお支払いした額の返納のお願いをいたします。
2. 事象1、事象2とも、今回誤りが発生した対象者については、チェックを行い修正済みです。また、今後新たな対象者が発生しないようシステム対応を実施済みです。
3. 今後の事故再発防止策として、確認作業等を更に徹底していくことといたします。

#### ※「時効特例給付」について

通常、年金給付は5年間で時効となるため、5年以上前の期間の年金を後から支払うことはできませんが、平成19年7月に、いわゆる“時効特例法”が制定されたことにより、年金記録の訂正に伴って年金額を計算し直す場合には、5年以上前の期間についても、「本来支払うべきであった年金額」と「既に支払済みとなっている年金額」の差額を支払うこととなっています。この差額のことを“時効特例給付”といいます。

以上